

御所市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 奈良県御所市

事 業 名 : 御所市下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共:平成 4年度(供用開始後29年) 特環:平成14年度(供用開始後19年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	令和2年4月1日より 法適化(一部適用)
処理区域内人口密度	公共:37.28人/ha 特環:22.11人/ha ※令和元年度決算統計値より算出	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1処理区 大和川上流・宇陀川流域下水道(第2処理区) (参考)処理分区 2分区(葛城川処理分区、曾我川処理分区)		
処理場数	市単独の処理場は所有していない。 奈良県が管理する大和川上流・宇陀川流域下水道に接続して終末処理を行っている。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	事業開始時より処理場を所有せず全て流域下水道に接続し広域化を実施している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

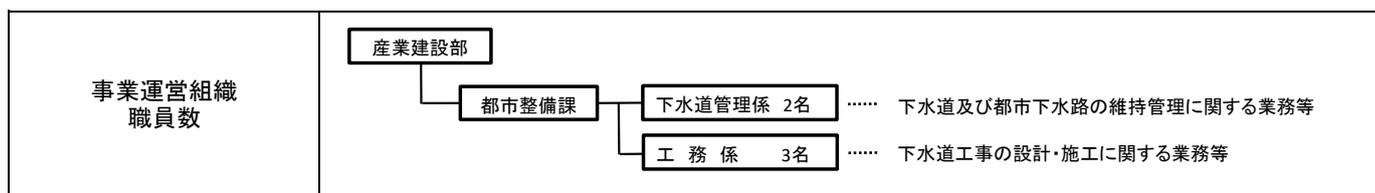
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一般排水(一般家庭等):121円(消費税含む) 従量使用料制(基本料金なし)を採用している。資産維持費は加算していない。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	累進使用料制(基本料金なし)を採用している。資産維持費は加算していない。【消費税含む】				
	区 分	1m ³ 当たり使用料	備 考		
	一般排水	121円	一般家庭からの污水並びに工場、その他の事業所からの污水のうち中間排水及び特定排水以外の部分		
	中間排水	176円	工場、その他の事業所からの污水排水量が1ヵ月300m ³ を超え、750m ³ 以下の部分		
	特定排水	231円	工場、その他の事業所からの污水排水量が1ヵ月750m ³ を超える部分		
浴場排水	99円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	水質に応じ累進使用料制(基本料金なし)を採用している。資産維持費は加算していない。【消費税含む】				
	項目別	1m ³ 当たり加算使用料			
	水質区分	生物化学的酸素要求量	浮遊物質質量		
	200mg ~ 300mg	13.2円	18.7円		
	300mg ~ 600mg	40.7円	53.9円		
600mg ~ 1,000mg	89.1円	114.4円			
1,000mg ~ 1,500mg	151.8円	192.5円			
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,375 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,428 円
	平成30年度	2,375 円		平成30年度	2,356 円
	平成31年度	2,420 円		平成31年度	2,117 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。平成31年度は消費税率引き上げ後額を掲載している。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織



(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道使用料徴収委託業務 マンホールポンプ保守点検委託業務 管路清掃委託業務 等
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙経営比較分析表による。

・補足事項

令和元年度決算分は公営企業会計適用前であるため、公営企業法非適用事業の経営比較分析表となっている。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口及び総合計画推計人口を基に将来人口を推計し、各年度の新規投資による普及拡大の影響を考慮し算定している。

(2) 有収水量の予測

処理区域内人口及び水洗化率から水洗化人口を予測し、使用水量見込みを乗じて推計している。

(3) 使用料収入の見通し

有収水量の見込みに対し、使用料単価見込みを乗じて算定している。

(4) 施設の見通し

処理施設は有していない。管渠については、普及拡大のための新規投資及び現行管渠の維持にかかる経費を見込んでいる。

(5) 組織の見通し

現行の職員体制と同程度を見込んでいる。

3. 経営の基本方針

●現状

本市は流域下水道の末端に位置し、他団体と比較して供用開始が遅れている。収入面においては、加入促進により水洗化率の向上に努めているが、少子高齢化及び人口減少等により料金収入が伸び悩んでいる。その結果、一般会計より基準外経費も含めた繰入金金を充当することにより収支均衡を維持しているが、今後一般会計の収支状況次第で繰入金による収入が不透明になることが予想される。支出面においては、現在管路築造を重点的に行っているが、国庫補助金で賄えない部分は全額地方債に依存し、今後の公債費も高い水準で推移することから会計を圧迫することが想定される。

●経営の基本方針

令和2年度に法適化し企業会計の理念を導入したことに伴い、中長期的な経営を視野に入れ、事業運営に努めているところである。今後、少子高齢化・人口減少が急激に進むことで収益悪化が見込まれることから、費用対効果を意識した経営に力を入れ、効率的な財政投資に基づき、収支安定を図ってまいりたい。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

①普及拡大については、国の下水道事業における10年概成の方針により、社会資本整備総合交付金の交付が見込まれる期間中に重点的に整備を行う。

②改築更新については、法定耐用年数どおりではなく、長寿命化による施設の延命や本市の実情に応じた整備を行う。

○流域下水道建設負担金に関する事項

直近の建設負担金額と同等で推移すると見込み、計画に反映している。

② 収支計画のうち財源についての説明

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口及び総合計画推計人口を基に将来人口を推計し、有収水量の推移を算定のうえ使用料収入の見直しを作成している。

○企業債に関する事項

事業計画に基づき過疎対策事業債等の普通交付税上有利な起債を選択のうえ借入を見込む。

○補助金に関する事項

事業計画に基づき建設改良にかかる経費を最大限充当している。

○繰入金に関する事項

収支不足分(現金収支にかかる分のみ)について、一般会計の収支状況を勘案のうえ、繰入金収入を見込む。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

令和2年度の職員構成に基づき推移を見込む。

○動力費に関する事項

令和2年度の決算見込みをもとにマンホールポンプの電気代等を見込む。

○修繕費に関する事項

令和2年度の決算見込みをもとにマンホールポンプの修繕費等を見込む。

○委託費に関する事項

令和2年度の決算見込みをもとに各委託経費を見込む。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特になし
投資の平準化に関する事項	収支状況を勘案し、資本費平準化債の発行を検討する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	現在、管渠整備は開削工法及び推進工法により実施しているが、整備箇所状況等に応じ、適切な工法を検討のうえ、コスト削減に努める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	国立社会保障・人口問題研究所推計準拠に総合計画を加味した人口将来展望に基づき下水道接続人口を試算のうえ、有収水量を見込む。 料金単価は現行値と同額のうえ使用料の見直しを作成しているが、さらなる収支悪化が見込まれる場合は、料金改定について検討が必要となる。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	本市の給与制度に基づく。
動力費に関する事項	特になし
修繕費に関する事項	定期的な点検・調査による異常の早期発見により、経費削減に努める。
委託費に関する事項	委託可能な業務を検討のうえ、経費の削減及び業務の効率化に努める。
その他の取組	特になし

5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	国庫補助金の配分に関する動向や県の流域下水道維持管理負担金の動向等、様々な情勢に注視しつつ、毎年進捗管理を行い、実態が大きく乖離する場合はその要因を分析のうえ、適宜見直しを行う。
---------------------	---